

(企業担保登記登録令の一部改正)

第三条 企業担保登記登録令(昭和三十三年政令第百八十七号)の一部を次のように改正する。
第十六条中「第百五十一条から」を「第百五十二条から」に、「第百五十一条第二項」を「第百五十二条第二項」に改める。
(抵当証券法施行令の一部改正)

第四条 抵当証券法施行令(平成三年政令第三百四十号)の一部を次のように改正する。
第八条第二項中「第百二十一条第二項」を「第百二十一条第三項及び第四項」に改める。
(船舶登記令の一部改正)

第五条 船舶登記令(平成十七年政令第十一号)の一部を次のように改正する。
第三十四条第一項中「何人も」の下に、「正当な理由があるときは」を、「対し」の下に、「法務省令で定めるところにより」を加え、「利害関係がある部分に限り」を削り、「もの」の下に、「次項において同じ。」の全部又は一部(その正当な理由があると認められる部分に限る。)を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、登記を申請した者は、登記官に対し、法務省令で定めるところにより、手数料を納付して、自己を申請人とする登記記録に係る登記簿の附属書類の閲覧を請求することができる。
第三十五条第一項中「又は裏書人」を「及び裏書人」に、「及び第三項(先取特権又は質権)を」(地上権、永小作権、質権又は採石権に関する登記及び買戻しの特約に関する登記に係る部分を除く。)、第三項及び第四項(先取特権及び質権に係る部分を除く。)、第七十条の二(先取特権又は質権に関する登記)に、「第百五十一条から」を「第百五十二条から」に改め、「第七十条第一項第五号及び第三項」の下に「(第一号を除く。)」を加え、「第百五十一条第二項」を「第百五十二条第二項」に改め、同条第二項中「第百六十三条まで」を「第六十二条まで、第六十三条第一項及び第二項」に改め、同条第二項中「第百六十三条」に、「第二項及び第三項(先取特権又は質権)を」第三項及び第四項(先取特権及び質権に係る部分を除く。)、第七十条の二(先取特権又は質権に関する登記)に、「第百五十一条から」を「第百五十二条から」に、「第三項第三号」を「第三項第四号」に、「第百五十一条第二項」を「第百五十二条第二項」に改める。

別表一の五の項添付情報欄口中「第七十条第二項」を「第七十条第三項」に改め、同欄八中「第七十条第三項前段」を「第七十条第四項前段」に、「登記義務者」を「共同して登記の抹消の申請をすべき者」に改め、同欄二中「第七十条第三項後段」を「第七十条第四項後段」に、「登記義務者」を「共同して登記の抹消の申請をすべき者」に改め、同欄へを同欄トとし、同欄ホ中「二」を「ホ」に改め、同欄ホを同欄へとし、同欄二の次に次のように加える。
ホ 第三十五条第一項において準用する不動産登記法第七十条の二の規定により登記権利者が単独で抵当権に関する登記の抹消を申請するときは、次に掲げる情報

- (1) 被担保債権の弁済期を証する情報
- (2) 共同して登記の抹消の申請をすべき法人の解散の日を証する情報
- (3) 不動産登記法第七十条第二項に規定する方法により調査を行ってもなお(2)の法人の清算人の所在が判明しないことを証する情報

別表一の八の項添付情報欄口中をハとし、イの次に次のように加える。
ロ 第三十五条第一項において準用する不動産登記法第六十三条第三項の規定により登記権利者が単独で申請するときは、相続があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報(公務員が職務上作成した情報がない場合にあつては、これに代わるべき情報)及び遺贈(相続人に対する遺贈に限る。)によって所有権を取得したことを証する情報

別表二の十四の項添付情報欄口中「第七十条第二項」を「第七十条第三項」に改め、同欄八中「第七十条第三項前段」を「第七十条第四項前段」に、「登記義務者」を「共同して登記の抹消の申請をすべき者」に改め、同欄二中「第七十条第三項後段」を「第七十条第四項後段」に、「登記義務者」を「共同して登記の抹消の申請をすべき者」に改め、同欄へを同欄トとし、同欄ホを同欄トとし、同欄ホ中「二」を「ホ」に改め、同欄ホを同欄へとし、同欄二の次に次のように加える。
ホ 第三十五条第二項において準用する不動産登記法第七十条の二の規定により登記権利者が単独で抵当権に関する登記の抹消を申請するときは、次に掲げる情報

(2) 共同して登記の抹消の申請をすべき法人の解散の日を証する情報
(3) 不動産登記法第七十条第二項に規定する方法により調査を行ってもなお(2)の法人の清算人の所在が判明しないことを証する情報

附則
(施行期日)
第一条 この政令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日(令和五年四月一日)から施行する。
(建設機械登記令の一部改正に伴う経過措置)
第二条 第二条の規定による改正後の建設機械登記令第十四条の規定は、この政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に改定される登記簿の附属書類の閲覧請求について適用し、施行日前にされた登記簿の附属書類の閲覧請求については、なお従前の例による。
2 第二条の規定による改正後の建設機械登記令第十六条第一項において準用する不動産登記法第六十三条第三項及び第七十条の二の規定は、施行日以後にされる登記の申請について適用する。